

北九州市監査公表第12号

令和元年11月15日

北九州市監査委員	井上	勲
同	廣瀬	隆明
同	香月	耕治
同	河田	圭一郎

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

1 監査の種類

行政監査

(テーマ：許認可等の事務（申請に対する処分）について)

2 監査の対象

全部局

3 監査の期間

平成30年5月から平成31年2月まで

4 監査公表の時期

平成31年3月27日（平成31年北九州市監査公表第13号）

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 審査基準

監査の結果	措置状況
<p>ア <u>市民センター使用料の減免について</u>            (市民文化スポーツ局地域振興課)</p> <p>市民センター使用料の減免について、①北九州市立市民センター管理要綱第12条で使用料を減免できる場合を定めているが、平成17年の同要綱の制定に当たって所定の決裁を経えていなかった、②その後、ふれあいネットワーク事業等で使用する場合には冷暖房使用料を減免できることを通知しているが、その際にも、所定の決裁を経えていなかった、③これらの決裁の際に財政局長に合議をしていなかった。</p> <p>北九州市副市長以下専決規程第3条及び別表第2により、使用料の減免については副市長の決裁となっている。また、北九州市予算規則第29条第4号の規定により、使用料の減免については、財政局長に合議をしなければならないとされている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>今回の指摘を受け、北九州市立市民センター管理要綱に定めた①市民センター使用料の減免及び②ふれあいネットワーク事業等で使用する場合の冷暖房使用料の減免の2点について、平成30年10月10日に改正要綱を起案し、市副市長以下専決規程及び市予算規則の規定により財政局長までの合議を行った後、平成31年3月15日に副市長の決裁を取った。</p> <p>市民文化スポーツ局全課に対し、本事例を周知するとともに、各課において事務改善会議を実施した。今後は同様の指摘を受けないよう、適正な事務処理に努める。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p data-bbox="161 338 794 427">イ <u>霊園の使用許可基準の情報提供方法について</u></p> <p data-bbox="233 443 560 479">(建設局公園管理課)</p> <p data-bbox="161 499 794 958">市内居住者に係る霊園の使用許可基準に係る市民への情報提供について、市ホームページ及び北九州市立霊園募集要領に掲載されている使用許可要件のひとつに「原則として、申込者と同姓の墓碑銘(名札)となる者」と記載されているが、これは根拠規定となる条例、規則及び要綱に基づいたものではなかった。</p> <p data-bbox="161 978 794 1171">市ホームページ等の市民への情報提供の内容は、根拠規定で定められた内容に即した正確な内容とする必要がある。</p> <p data-bbox="193 1191 651 1227">適正な事務処理をされたい。</p>	<p data-bbox="804 499 1437 640">今回指摘された使用許可要件を根拠に使用許可申請を不許可とした事例はなかった。</p> <p data-bbox="804 660 1437 904">今回の指摘を受け、ホームページに掲載している「市立霊園の申込要件」中、「原則として、申込者と同姓の墓碑銘(名札)となる者」の部分を平成30年11月2日に削除した。</p> <p data-bbox="804 925 1437 1279">また、平成30年12月17日から一般向けに配布及びホームページに掲載した「平成30年度北九州市立霊園募集要領(定期募集)」について、申込者の資格から「原則として、申込者と同姓の墓碑銘(名札)となる者」を削除した。</p> <p data-bbox="804 1299 1437 1440">現在実施している、随時募集においても指摘事項を削除した募集要領をホームページに掲載している。</p> <p data-bbox="804 1460 1437 1601">各区まちづくり整備課へは、平成30年12月7日に募集要領の変更を示し周知すると共に注意喚起を行った。</p>

(2) 拒否処分の理由の提示

監査の結果	措置状況
<p>ア <u>高額療養費の支給について</u> (保健福祉局保険年金課)</p> <p>国民健康保険法に基づく高額療養費の支給について、①申請者のうち支給要件に該当しない者に係る不支給決定について所定の決裁を経ていない、②当該者に対して不支給決定通知書を送付していない事例があった。</p> <p>北九州市区長以下専決規程別表第2により、国民健康保険の保険給付については区役所国保年金課長の専決事項となっている。また、行政手続法第8条の規定により、申請を拒否する場合には、申請者に対し、当該処分の理由を示さなければならず、当該処分を書面でするときは、その理由は書面により示さなければならないとされている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p><u>1 指摘に沿った改善是正</u></p> <p>指摘された点については、平成30年11月20日に開催した各区国保年金課高額療養費担当者会議において、国民健康保険事務手引書どおりの事務処理を行うよう周知を行った。</p> <p><u>2 制度面での恒久的措置</u></p> <p>国民健康保険事務手引書には、不支給となった場合、「不支給明細書が出力されるので、不支給の理由を記入し、世帯主に送付する。交付方法は、郵送により交付する」としていた。</p> <p>しかし、区役所窓口で、領収書の精査を行わずにいったん書類を預かり、その後不支給であることが分かった場合、不支給通知を郵送で交付せず、本人への口頭連絡ですませていた不適切な事案があったため、事務手引書の改訂にあたって、今回の指摘事項を新たに掲載し、同じ誤りが生じないように改善を行った。(令和元年7月改訂)</p> <p><u>3 職員への周知</u></p> <p>異動者を対象とした新任研修(令和元年5月17、21日開催)及び事務手引書により周知を行った。</p> <p>局全体として、各制度所管課において適切な事務手続きを行うよう周知・徹底した。</p>